

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、JNSホールディングス株式会社と称し、英文では、JNS HOLDINGS INC. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これらに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。

1. インターネット、コンピュータ、携帯電話、カーナビゲーションシステム、テレビゲーム機器等を利用した情報通信サービス、情報提供サービス
2. インターネット、コンピュータ、携帯電話、カーナビゲーションシステム、テレビゲーム機器等のシステムの企画・開発・調査およびコンサルティング
3. コンピュータのシステムによるデータ処理および業務処理の受託
4. 電気通信機械器具、コンピュータ、テレビゲーム機器、電気機械器具のソフトウェアおよびハードウェアの企画、製造、販売、輸出入、修理および賃貸事業
5. 電気通信事業法による電気通信事業
6. インターネットを利用した電子商取引事業
7. 広告、宣伝の企画、制作および広告代理業
8. 各種マーケティング業務および商品企画等のコンサルティング
9. 国内および国外における経営コンサルタント業務
10. テレビ、ラジオ等の番組や映画の企画、制作、販売および輸出入
11. 映像、音、歌詞等データの企画、制作、販売および輸出入
12. 健康食品、飲料水等の販売および輸出入
13. ビデオソフト、デジタルビデオディスク、コンパクトディスク等の映像、音楽に関するソフトウェアの企画、製造、販売および輸出入
14. 書籍、雑誌等の出版物の企画、制作、販売および輸出入
15. 工業所有権、音楽出版権、原盤権および映画、ビデオその他の映像著作物に関する権利を含む著作権等の無体財産権、ノウハウの取得および使用の許諾
16. 医療情報の提供や医師、病院等に対するコンサルティング
17. 画像、映像、音楽、漫画、アニメーション、キャラクターおよび小説等のコンテンツならびにソフトウェアの企画、制作、編集および翻訳

18. 画像、映像、音楽、漫画、アニメーション、キャラクターおよび小説等のコンテンツならびにソフトウェアの管理、頒布、配信、出版、販売および輸出入
19. 作家、漫画家、イラストレーター等のクリエイターの育成およびマネジメント
20. モバイルおよびブロードバンドコンテンツの企画、制作、開発、プロデュースおよび運営業務
21. コンピュータおよびモバイルネットワークによる通信販売およびそのシステム構築業務
22. ソリューションビジネスの企画提案実施業務
23. 有料職業紹介事業および労働者派遣事業
24. 代理店取次業務一般
25. 教育、スクール事業
26. 古物営業法に基づく古物取引事業
27. 電子決済システムの企画、開発、運用、分析、管理、保守
28. 放送番組、ビデオソフト等の放映権の取得、買付けおよび販売
29. 日用品雑貨、家具、衣料品の売買および輸出入
30. 健康機器、美容機器の売買および輸出入
31. 海外投資および海外進出に関するコンサルティング業
32. コールセンターの運営および管理並びにそれらの受託
33. 企業の物流に関する業務の受託および物流に関するコンサルティング
34. 不動産賃貸業
35. 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、やむを得ない事由により、電子公告による公告をすることができない場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、24,000,000 株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他当社の株式または新株予約権に関する取扱および手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第11条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(株主総会参考書類等のインターネット開示と見なし提供)

第12条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社

長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(議長の権限)

第 14 条 議長は総会の秩序を維持するため必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は、株主総会毎に、代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役、取締役会および執行役員

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数および選任)

第 18 条 当会社の取締役は 10 名以内とし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任の決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行わなければならない。
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会社を代表すべき取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を統轄する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を定め、また必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(執行役員および役付執行役員)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって執行役員を選任する。なお、執行役員の選任、身分、職務等については、取締役会が定める執行役員規程による。

2. 取締役会は、その決議によって社長執行役員、専務執行役員、常務執行役員その他の役付執行役員を定めることができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するときは、各取締役に対し、取締役会の日3日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第24条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会に関する事項)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役会の議事録)

第 28 条 取締役会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

2. 取締役会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

(非業務執行取締役等との責任限定契約)

第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第 32 条 当社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第 33 条 監査等委員会を招集するときは、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の 3 日前までに、その通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会に関する事項)

第 34 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(監査等委員会の決議)

第 35 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第 36 条 監査等委員会の議事録は、法令の定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

2. 監査等委員会の議事録は、その原本を 10 年間本店に備え置く。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 37 条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 38 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第 41 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第 425 条第 1 項に規定する額とする。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 42 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 43 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 44 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 8 月末日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間等)

第 45 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2. 剰余金の配当には利息を付けない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、第 12 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。